平成２６年（フ）第３０３号
愛知県知多郡武豊町字緑台２丁目37番地　雇用促進事業団１棟409号
債務者　山下　まり
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２１号
愛知県春日井市高森台３丁目21番地14、前住所愛知県春日井市押沢台７丁目14番地14
債務者　土屋大三郎
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４７号
名古屋市名東区西山本通３丁目７番地の１ウェリス星ヶ丘208号
債務者　恩田　眞美（旧姓赤羽）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４８号
三重県津市津興23番地４
債務者　成本　泰子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０号
滋賀県彦根市鳥居本町1281番地　２―408号
債務者　髙木　敏夫
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１７号
滋賀県長浜市弥高町126番地プリベール長浜Ⅰ202号室
債務者　鳥崎今日子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
広島市西区鈴が峰町40番12―202号
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４号
広島市安芸区瀬野南１丁目７番34―１号
債務者　太尾田和義
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６９号
広島市中区光南１丁目15番８―202号
債務者　瀬尾工務店こと　瀬尾　桑博
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
愛媛県松山市東石井２丁目20番12号
債務者　八束　竜馬
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3999番地
債務者　原田　　翼
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１２号
福岡県筑後市大字熊野1502番地４
債務者　古川　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４９号
大分県由布市挾間町古野177番地　首藤ビル301号室
債務者　向井　諒太
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
大分県由布市挾間町古野177番地　首藤ビル301号室
債務者　向井　時子（旧姓野尻）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
宮崎県児湯郡新富町大字新田19364番地７
債務者　深川　　力
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０号
宮崎県小林市南西方6055番地４
債務者　黒江　佳子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２１３号
秋田県南秋田郡八郎潟町字下川原49番地10
債務者　小野　麻美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部